（乙の３）

|  |
| --- |
| （工作物の新築、改築、除却）１　河川の名称２　目的３　場所４　工作物の名称または種類５　工作物の構造又は能力６　工事の実施方法７　工期８　占用面積９　占用の期間 |

備考

１　「（工作物の新築、改築、除却）」の箇所は、該当するものを記載すること。

２　普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築又は除去にあっては、「占用の期間」については、記載しないこと。

また、「占用面積」については内訳を記載すること。

３　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

条例第8条第3号の許可の申請書に添付すべき図書

(1)　工作物の新築、改築又は除却(以下「新築等」という。)に係る事業の計画の概要を記載した図書

(2)　縮尺5万分の1の位置図

(3)　工作物の新築又は改築に係る土地の実測平面図

(4)　工作物の設計図(工作物の除却にあっては、構造図)

(5)　工事の実施方法を記載した図書

(6)　占用する土地の面積計算書及び丈量図

(7)　普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地において新築等を行う場合又は普通河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築若しくは除却を行う場合にあっては、当該新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

(8)　新築等に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

(9)　その他参考となるべき事項を記載した図書及び現況写真